

< 募集要項に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	3	2	(1)	⑥	事業期間	契約締結日:2023年3月を予定とありますが、あくまでも予定であり契約時期が伸びた場合は、設計・建設期間、開業準備期間、供用開始年月日及び運営・維持管理期間はスライドする考えでよろしいでしょうか。	市議会において事業契約議案が否決されるなど、契約締結日が予定していた2023年3月と大きく異なる事態が生じた場合は、事業スケジュールを再考します。
2	募集要項	3	2	(1)	⑦	1)事業者が行う業務	「配送車両調達業務」については、施設整備業務に含まれておりますが、当該車輛を購入ではなく、リースにより調達する場合は、【様式3-7-1_事業収支計画書(損益計算書・消費税計算書)備考5】より、当該費用は運営又は維持管理に含めて処理するという理解で問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	募集要項	3	2	(1)	⑦	1)事業者が行う業務	併設施設で消防器具置場がありますが、町田忠生小山エリア給食センターの災害備蓄倉庫は併設でもセンターに取込でも提案によるとの考えですか。	設置方法は、事業者の提案によります。 なお、「併設」は分棟に限りません。
4	募集要項	3	2	(1)	⑦	1)事業者が行う業務	※印で併設施設でそれぞれありますが、消防器具置場は町田忠生小山エリア、街区公園及び雨水調整池は南エリアとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	4	2	(1)	⑦	1)事業者が行う業務	外構等維持管理業務は南エリアに関して要求水準書P.30に「東側通り抜け空間を確保」とありますが、この部分は含まないとの考えで宜しいでしょうか。又、町田忠生小山エリアに関して提案による敷地面積以外は除く考えで宜しいでしょうか。	要求水準書2(11)⑥2b)に示すとおり、東側歩行者通路は事業者管理とします。 また、町田忠生小山エリアの維持管理範囲については、事業者が提案する給食センターの敷地の範囲内を想定します。
6	募集要項	4	2	(1)	⑦	2)市が行う業務	「市が行おうとしている業務のうち、事業者側で実施可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書を、市に提案することが出来る。」事についての、評価点は事業者選定基準のどちらに記載されているかご教示下さい。	審査に関しては、事業者選定基準に規定していることがすべてです。 本件に限らず、質問への回答において審査に関して説明することは致しません。
7	募集要項	4	2	(1)	⑦	2)市が行う業務	災害備蓄倉庫及び消防器具置場の備品、消防車両の手配は市の及び整備は市の業務との考えで宜しいでしょうか。	要求水準書2(9)①3)及び4)の記載、並びに8月1日に公表した「要求水準書(案)に関する質問と市の回答」のNo.116の回答をご参照ください。
8	募集要項	5	2	(1)	⑧	給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「市は、本事業について国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、事業者が提案する自主事業の内容が、地域へのサービス提供及び市の財政支出の軽減に対して効果が高いと認める場合においては、国からの交付金の交付を受けないことも想定する。」とありますが、事業者の自主事業提案による経済的恩恵が経済的メリットより小さくても、自主事業の内容によっては採用される場合があるとの理解でよろしいでしょうか。また、現時点での想定額で構いませんので、交付金の金額をご教示いただけますでしょうか。	募集要項に規定するとおり、自主事業は、地域の健康増進と地域経済の活性化、市の財政支出の軽減等の多面的な効果を期待するものです。 自主事業の位置づけや満たすべき条件については、募集要項をご参照ください。
9	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	施設使用料は自主事業の支出として様式3-7-3⑥に計上すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	6	2	(1)	⑩	施設使用料	自主事業の収益の一部を市に還元することを条件に、施設使用料を軽減もしくは免除していただく協議は可能でしょうか。	収益還元と施設使用料の減免は相関するものではありません。 それぞれ事業者のお考えをご提案ください。
11	募集要項	6	2	(1)	⑪	光熱水費、通信費等の負担	自主事業に係る光熱水費や通信費だけでなく、本施設の運営・維持管理業務に係る光熱水費や通信費も事業者負担ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項	6	2	(1)	⑪	光熱水費、通信費等の負担	光熱水費の更新が年1回との事ですが、昨今、例えば、電気2021年7月101.0→2022年6月118.3、ガス2021年7月99.8→2022年6月116.8と過去にないレベルの変動であり、事業者では吸収できないレベルかと思っておりますので、原則年1回とし、随時の協議変更も可としていただけませんかでしょうか。	ご質問は、事業契約書(案)別紙7-6から別紙7-7に規定する「運営費相当額(光熱水費相当分)」の物価変動による改定に関するものと理解しますが、募集要項等に規定のとおりとします。

< 募集要項に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
13	募集要項	6	2	(1)	⑪	光熱水費、通信費等の負担	施設内における貴市事務所における通信費等とは、事業契約書(案)別紙7-3に記載されていますインターネット使用料のみであり、電話代、郵送料は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、自治体の専用回線やケーブルテレビ等がある場合、その初期投資費用やランニングは、含まないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙7-3に記載のとおり、光熱水費、通話料、NHK受信料、インターネット使用料のすべてを含みます。後段については、要求水準書2(10)3)dに記載のとおりです。
14	募集要項	8	3	(1)	2)	応募者の構成等	主要な業務を担わない企業(ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など)は、弁護士事務所や会計事務所、税理士法人などと同様に、特定の目的会社から直接業務を受託する場合でも、構成員になるかは事業者の提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	募集要項	9	3	(2)		応募者の資格等	主要な業務を担わない企業(ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など)は、共通の要件及び業務別の参加資格要件において「その他業務を行う者」の要件を満たしていれば、個別の要件は問われない、という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項	17	4	(7)	5)	電子媒体の提出方法	データが重くなるため、ファイル転送サービスを利用することが予測されますが、どのサービスを利用するかを送信前に市に確認してから送信するという理解でよろしいでしょうか？	当該規定は、応募者がファイル転送サービスで事業提案書を提出する際、当該サービスが原因で提出に支障が生じたり、情報管理上の問題が発生することのないように、適切なサービスを選択してくださいという趣旨です。何のファイル転送サービスを使用して提出する予定かについて、事前に市にお伝えいただければよいものではありません。

< 要求水準書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書						建物の環境保全に関する性能基準はありますか	要求水準書に規定していることがすべてです。
2	要求水準書						南エリア(東光寺)の全面の橋(都橋)の荷重制限はありますか。(大型重機、生コンクリート、残土ダンプ等)	車両制限令に定められた一般的制限値(20t以下)を超えない車両であれば、支障ありません。 上記制限値を超過する場合は、特殊車両の通行許可を取得する必要があります。
3	要求水準書	2	1	(2)	⑤	1)施設整備業務	併設施設とは防災備蓄倉庫及び消防器具置場を指しますか。又その他にありますでしょうか	併設施設については、募集要項2(1)⑦1)に記載しているとおりです。
4	要求水準書	3	1	(2)	⑦	新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症対策の徹底	感染対策を徹底していても感染症などの蔓延による原因で工事が中断した場合不可抗力扱いで工期延長は考えられますか	感染対策の実施状況などをふまえ、不可抗力と認められれば、事業契約書(案)第29条第3項に規定するとおり、工期または工程を合理的な範囲で変更することができます。
5	要求水準書	4	1	(3)	①	町田忠生小山エリア給食センター事業用地(旧忠生第六小学校)	敷地面積を取る際の決まりごとはありますか。又、ボーリング調査をしている以外で敷地を取った場合の土壌汚染、深さ、地中障害物等が出た時の追加費用はどれくらいになりますか。	敷地設定の考え方及び追加調査の費用は、要求水準書1(3)①に示すとおりです。なお、建設等業務の遂行を妨げる瑕疵が判明した際には、事業契約書(案)第17条第3項において、追加費用及び損害の負担について市と事業者が協議することを規定しています。 なお、町田忠生小山エリアの地盤調査資料(【添付資料4-1-2】を追加公表します。また、報告書原本を閲覧可能としますので、募集要項7の問合せ先に、お問い合わせください。
6	要求水準書	4	1	(3)	①	表内「下水道」	町田忠生小山エリア給食センター事業用地の前提条件では、下水道は「地図情報まだ」に記載のとおりとなっております。近くの下水道から延伸されてくる想定で宜しいでしょうか。延伸計画がない場合の条件や排出先の資料について提供をお願いできませんでしょうか。	UR都市機構との間で、西側通路に埋設されている機構所有の汚水管(詳細確認中)への接続について協議中です。協議状況に応じて、必要資料等を追加公表します。なお、協議が整わなかった場合は、北側道路に公共下水道を新たに敷設する想定です。
7	要求水準書	4	1	(3)	①	表内「雨水浸透施設の設置基準」	雨水浸透施設の設置基準で敷地面積1000m2当たり60m3以上とありますが、敷地面積は17353m2で換算するのかわかるとも事業者側で提案した9000m2未満に対してなのかご教授ください。	事業者が提案する給食センターの敷地範囲に対して、設置することを想定します。
8	要求水準書	7	1	(3)	②	表内「その他」	基礎廻りを調整池天端まで通常の土で埋め立てることが可能であるとありますが、添付資料7の(3)①(イ)雨水調整池関係資料では、市に移管する新設の調整池の場合は形状はオープン形式となっておりますが、今回の場合は既存なので、埋めてもいいとの判断ですか。	要求水準書1(3)②その他欄に記載のとおりです。 なお、本件については東京電力パワーグリッド㈱と協議しています。
9	要求水準書	8	1	(4)	②	3)主要機能 b)その他機能	雨水調整池がありますが、南エリアの前提条件で、雨水浸透施設の設置とありますが、調整池と浸透施設の両方を整備する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	9	1	(6)	①	遵守すべき法令等	土壌汚染対策法がありますが、南エリアの場合、敷地面積3036.16m2に対し公園敷地800m2以上なので、土壌汚染対策法からは除外できますか。(要求水準書P.35で分筆する予定とあります。)	給食センターの整備、公園の再整備ともに、土壌汚染対策法の規定する土地の形質の変更が生じる場合は、届出の対象となると解します。
11	要求水準書	9	1	(6)	①	遵守すべき法令等	都市緑地法がありますが、南エリアの場合、公園敷地を除外しての緑化率となりますか。(要求水準書P.35で分筆する予定)それとも含めた形ですか。町田忠生小山エリアには既存の樹木がありますが、それを含めてもいいとの見解ですか	両エリアとも都市計画における緑化率の指定はありません。 なお、緑化面積の検討において、既存樹木・植栽の面積・本数を加入することは支障ありません。
12	要求水準書	11	1	(6)	②	適用すべき要綱・基準、仕様等	建物の構造的な基準はありますか。(公共建築物構造設計の用途係数基準による区分1.25)	要求水準書2(7)①に示す基準を満たした上で、災害時に食の面から活躍できる給食センターとして、必要な性能を備えてください。

< 要求水準書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
13	要求水準書	13	2	(1)	②	食器食缶等	「1)～食器食缶等は、市で用意する配膳台(BW-2S)及び学級用運搬車(L-3M)【添付資料15-2】「配膳業務の流れについて(配膳台・学級用運搬車)」に1学級分を積載できるものを選定すること。」とありますが、「食器や食缶のサイズ、使用の際の組合せ(最大食器4点、食缶5点)、配膳台・運搬車の規格」など、関わるほぼ全ての条件が要求水準書により指定されているため、事業者でコントロールできません。以上より、もし積載できない場合は、「市の負担にて新たなワゴン・運搬台車等を調達頂ける」もしくは「献立の組合せを見直し、食器・食缶の使用点数を減らす」、などの対応をして頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	配膳台及び学級用運搬車に積載可能な献立を作成します。
14	要求水準書	14	2	(1)	②	食器食缶等	表「使用する食缶等」の数量について、②特別支援学級:各校1つとありますが、「添付資料12-1特別支援学級(固定級)の配置状況」に記載のある学校だけでなく、「添付資料9-1」に記載のある中学校全校に1つとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	要求水準書	15	2	(1)	②	食器食缶等	「3)食物アレルギー対応食用容器は～a)個別専用容器であること(調理後から喫食まで個人の食事が1セットで届く状態)」とありますが、ランチジャーの様に複数の容器が一つのセットになっている物を使用するという解釈でよろしいでしょうか。	【要求水準書添付資料13-1】の想定献立を踏まえ、適切な状態で配送し美味しく喫食できる容器を提案してください。 なお、「複数の容器が一つのセットになっている物」に限定するものではありません。
16	要求水準書	15	2	(1)	②	食器食缶等 3)	「個別専用容器であること(調理後から喫食まで個人の食事が1セットで届く状態)」とありますが、食物アレルギー対応食の児童は、その容器ごと食事を摂るのでしょうか。それとも、色等を変更した専用の食器も個別容器に同梱し、個別専用容器から、その食器に移し替えて食事を摂る手法でしょうか。ご教示の程お願い申し上げます。	食物アレルギー対応食用食器のセットに、色等を変更した専用の食器を同梱し、配送用の個別専用容器から、その食器に移し替えて食事を摂る手法です。
17	要求水準書	15	2	(1)	2)	食器食缶等	町田忠生小山エリア給食センターで保管・管理しているパン缶について、パン製造会社がパンを学校に直接搬入する日のパン缶の運用方法のご想定がありましたらご教示ください。	【要求水準書添付資料13-1】における献立6の記載のとおり、パン缶は前日までに学校に搬入する想定です。
18	要求水準書	15	2	(1)	③	コンテナの高さ	「コンテナの高さ155cm以下とする。」とありますが、運用面でのコンテナの収納効率やコンテナ重量を十分考慮すれば高さを10cm程度あげることは可能でしょうか。	学校内での安全確保のため、コンテナ高さの上限値を指定しているものであり、規定どおりとします。
19	要求水準書	16	2	(2)	1)	実施体制	食物アレルギー対応食責任者の資格に、管理栄養士又は栄養士の資格を有するものとする、とありますが、調理師の中にも食物アレルギー対応食責任者としての実務経験がある優秀な人材の活用のため、食物アレルギー対応食責任者としての実務経験があれば理師も含めてはいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
20	要求水準書	17	2	(2)	1)	配送責任者	両センターのどちらかに常駐しなければいけないでしょうか。配送企業本社にいてもよろしいでしょうか。	原則的に「常駐」としますが、柔軟な働き方の観点を鑑み、機動的な対応力が確保できる体制を事業者から提案することは可とします。
21	要求水準書	17	2	(2)	1)	配膳責任者	両センターのどちらかに常駐しなければいけないでしょうか。運営企業本社にいてもよろしいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	要求水準書	17	2	(2)	1)	維持管理責任者	両センターのどちらかに常駐しなければいけないでしょうか。維持管理企業本社にいてもよろしいでしょうか。	常時連絡が可能な体制を構築するなど、業務を適切に行うことができるのであれば、常駐としないことも可とします。
23	要求水準書	18	2	(3)	3)	衛生水準	「表に記載するすべての諸室の設置を求めるものではない」とありますので、揚物・焼物・蒸し物調理室は、コーナーとして設置してもよいという理解でよろしいでしょうか。	適用すべき基準等による定め範囲内で、事業者の提案によります。
24	要求水準書	19	2	(4)	②1)	食材調達・荷受け・検収・保存・保管	調達する食材の数量を検討するとの事ですが、数量の最終的確認は貴市との理解でよろしいでしょうか。また数量の検討を誤り、誤発注した場合のリスク分担をご教示下さい。	食材調達支援業務では、事業者が数量を検討、決定の上、発注していただきます。よって、数量の検討を誤り、誤発注した場合は、当然に事業者帰責事由となると解します。

＜ 要求水準書に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
25	要求水準書	19	2	(4)	②2	食材調達・荷受け・検収・保存・保管	食材納入業者の件数をご教示下さい。想定する必要人数、時間をご教示お願い致します。また誤って発注した場合のリスク分担をご教示下さい。	食材納入業者は、全員給食の実施に合わせて新たに選定します。参考として、小学校給食の納入業者は2022年7月時点で52件(市内農業者を含まない)です。食材調達支援業務に係る必要人数や時間は、事業者にてご検討ください。また、事業者が誤って発注した場合は、事業者帰責事由と解します。
26	要求水準書	20	2	(4)	②5	食材調達・荷受け・検収・保存・保管	食油はローリー車・一斗缶どちらでの供給になりますか、納入頻度と合わせてご提示願います。	原則として一斗缶を予定していますが、納入業者との調整によってはローリー車を採用する場合があります。いずれの方式でも対応できるよう、提案してください。納入頻度については、事業者の提案内容を踏まえ決定します。
27	要求水準書	21	2	(4)	⑤1	炊飯	資料13で炊き込みごはんとしてコーン茶飯があります。肉魚卵類処理室から炊飯室への動線でお聞きしますが、生肉や生魚を投入して調理する炊き込みごはんの献立はありますか。	炊飯釜に生肉等を投入する炊き込みご飯の献立を実施する予定はありません。
28	要求水準書	21	2	(4)	⑥3	食物アレルギー対応食の提供	「通常食用とは別に専用の前室又は前室からの専用出入口(汚染・非汚染別)を設け」とありますが、衛生面を考慮した動線計画とすれば、一部の調理室(炊飯室など)と兼用の前室とすることも可能でしょうか。	兼用は不可です。要求水準書2(4)⑥3)に示すとおり、専用の前室又は前室からの専用出入口を設けてください。
29	要求水準書	22	2	(5)	①7	食器食缶等及びコンテナ等洗浄・消毒保管業務	「下処理室及び調理室では、すべての食材が搬出されるまで…容器等の洗浄・消毒は行わない。」との部分で、炊飯室の炊飯釜については該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	炊飯室が他の調理室から独立して設けられている場合で、調理・配缶作業中部分と洗浄作業部分との間で適当な隔離が確保されているなど、衛生上の措置が徹底できる場合に限り、調理・配缶作業と並行した炊飯釜の洗浄は可とします。
30	要求水準書	23	2	(5)	③4	廃棄物・食品残渣	2022年8月1日公表の要求水準書(案)に関する質問と市の回答No87)において「牛乳パックのリサイクルは「洗浄処理・牛乳パックの乾燥」を事業者が行い、「紙リサイクル」は町田市が回収するという想定でしょうか?」という質問内容に対して、「お見込みのとおりです。」とありますが、食べ残しや調理過程で発生する廃棄物(食品残渣)や段ボール、ビン・缶等の回収処理は事業者の業務範囲で、牛乳パックの回収リサイクル処理は貴市の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	23	2	(5)	③4	廃棄物・食品残渣	牛乳パックは「すべての市立小中学校で回収したものを洗浄・乾燥させ紙リサイクルを行う」とありますが、2025年度時点の小学校の食数の想定をご提示願います。	2025年度の食数推計は行っていませんが、同年度の児童数推計値は19,008人です。参考として、2021年度は児童数21,244人のところ、1日あたりの平均食数は22,980食です。町田市ホームページ(トップページ > 市政情報 > オープンデータ > 教育・文化 > 市立小・中学校 児童・生徒数及び学級数推計表)を参考にしてください。
32	要求水準書	23	2	(6)	①1	車両動線	「給食センターの車両の入出庫は、基本計画に示す位置から行う」とありますが、8月1日公表「要求水準書(案)に関する質問と市の回答No146」にて街区公園は「公園緑地設置技術基準(町田市)」の基準を満たした提案とする必要が有る旨記載があります。南エリアにおいては基本計画の車両入出庫位置では基準を満たすことは難しいと思われませんが、公園緑地課と協議を行い、問題ない計画とするという理解で宜しいでしょうか?	公園緑地設置技術基準に従い、公園部分の接道長は6m以上を確保するものとし、車両出入口位置を設定してください。
33	要求水準書	23	2	(6)	①1	車両動線	「給食センターの車両の入出庫は基本計画に示す位置から行う」とあり、基本計画には南エリアは西側の位置に車両出入口が示されております。安全で見通し良く出入りできるように留意すれば南側にも出入口を設けることは可能でしょうか。	車両出入口位置は、要求水準書に記載のとおり、西側とします。
34	要求水準書	26	2	(9)	①	防災・災害対応	食料・資機材の備蓄品(添付資料16-1)は貴市が準備との理解でよろしいでしょうか。また町田忠生エリア給食センター、南エリア給食センター両方に備蓄するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書2(9)の記載のとおり、災害時において食の面から地域を支える施設となる取組(調達方法を含む)を、事業者から提案してください。
35	要求水準書	26	2	(9)	①	防災・災害対応	町田忠生エリア給食センターには(添付資料16-2)のみを備蓄し、(添付資料16-1)を除くとの理解でよろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。

< 要求水準書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
36	要求水準書	27	2	(11)	①3	総則	東光寺公園調整池を地下埋設化する人工地盤構築を行うとともに街区公園を再整備することは、調整池を生かすつ埋戻を行い上部にセンターを建てるとの考えですか。	要求水準書に記載のとおりです。 南エリアの給食センター整備及び街区公園の再配置は、既存調整池の上部利用を前提にしています。
37	要求水準書	28	2	(11)	②1	駐車場・駐輪場	給食センター以外の自主事業のために駐車場を設けた場合、行政財産使用料等はかからずにお借りできるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項2(1)⑩に記載のとおり、自主事業の実施にあたり市の施設を使用する場合は、行政財産使用料の対象となると解します。
38	要求水準書	28	2	(11)	②1	駐車場・駐輪場	各センターの来客用駐車場1台ずつを身障者用駐車場と兼用する事は可能でしょうか？	法令等の定めに従い、適切な施設配置を行ってください。
39	要求水準書	28	2	(11)	②1	駐車場・駐輪場	「敷地内に従事者用駐車場は設けないものとするが、駐輪場を設けることは妨げない。」とありますが、バイク置場についても駐輪場に含まれる考えでよろしいでしょうか。	駐輪場の対象は、自転車及び50cc以下の原動機付自転車とします。
40	要求水準書	28	2	(11)	③2	配送車両置場・構内通路	南エリア給食センターにおいては、車両出入口を設ける西側道路沿いに・・・とありますが、西側に車両の出入口を設けなければならないのでしょうか	お見込みのとおりです。
41	要求水準書	28	2	(11)	⑤	【南エリア給食センター】雨水調整池の地下埋設	「添付資料7-1」に既存調整池H・W・Lレベルの記載がありますが、レベルを変更する事は可能でしょうか？可能であればその範囲をご教示ください。	調整池への流入管の高さが決まっているため、H・W・Lを高くする方向での変更はできません。
42	要求水準書	28	2	(11)	⑤3	【南エリア給食センター】雨水調整池の地下埋設	既存調整池の貯留量2021.4m3とは今の調整池の床版からどのくらいの高さになりますか。	【要求水準書添付資料7-1】に記載のH.W.Lをご参照ください。
43	要求水準書	29	2	(11)	⑥1	【南エリア給食センター】街区公園(東光寺公園)	敷地東側の歩行者用通路の整備を行うとはどのようなことをしますか。又そこは管理外で宜しいでしょうか	再配置する公園との関係性を考慮し、快適に歩行できる空間整備を、ご提案ください。 なお、要求水準書2(11)⑥2b)に記載のとおり、当通路は事業者管理です。
44	要求水準書	29	2	(11)	⑥1	【南エリア給食センター】街区公園(東光寺公園)	8月1日公表「要求水準書(案)」に関する質問と市の回答No153にて「街区公園は建築敷地に含めることはできません」と記載がありますが、街区公園部分は別敷地として雨水流出抑制対策や緑化を給食センター敷地で確保する必要はないという考えで宜しいでしょうか？	給食センター敷地と街区公園部分は分けて、それぞれの関係基準を満たして計画してください。
45	要求水準書	30	2	(11)	⑥	3)整備水準 c)撤去工事	保全する樹木以外は・・・とありますが保全する樹木はどれで伐採・伐根処分する樹木はどれでしょうかお示しください。	要求水準書2(11)⑥3b)に示すとおりです。
46	要求水準書	31	2	(12)	3	多目的室について	自主事業等に使用する多目的室を設けるとありますが、費用としては自主事業に使用する時のみで宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第57条に規定するとおり、自主事業として使用する場合に、町田市行政財産使用料条例に従い、使用料を支払っていただきます。
47	要求水準書	31	2	(13)		情報発信・啓発等	「具体的な取組内容は事業者の提案による」とありますが、両センターで異なる取組みとすることや、給食センター施設を利用しない取組みなど、自由に提案可能という理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
48	要求水準書	34	3	(4)	5)b)	環境対策について	近隣住民への説明等を実施しとありますが、説明会を開くという縛りは無く個別訪問との考えで宜しいでしょうか	要求水準を踏まえて、適切な方法を事業者が提案してください。
49	要求水準書	36	3	(6)	5)	食器食缶等及びコンテナ調達業務	食器類の絵柄は、生徒と市で検討されるとありますが食器メーカーのカタログ(規格柄)から選定される想定でしょうか。それとも、独自の絵柄を検討されるということでしょうか。 その場合、食器類(飯椀、汁椀、平皿、兼井、小深皿)のすべての種類について、独自の絵柄を検討される想定でしょうか。ご教示下さい。	現時点での想定はありません。今後の検討によります。
50	要求水準書	36	3	(7)		施設備品等調達業務	市の必要な備品について、最低限必要な机やいす、棚の数等をお示しいただけますでしょうか。	要求水準書2(10)3c)に記載のとおりです。

< 要求水準書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
51	要求水準書	36	3	(8)		配送車両調達業務	新車でなければいけないでしょうか。	運用上支障がなければ、新車であるかは問いません。
52	要求水準書	38	3	(10)	3)	維持管理業務	「災害備蓄倉庫の備蓄品の調達・管理・更新、街区公園の維持管理・修繕、消防器具置場の備品(非常用備蓄物資や発電機、安全装備品、救助資機材、無線機器等)の調達・管理・更新は、市の業務」とありますがどれぐらいの頻度で更新予定(時期等)としておりますでしょうか？	食糧は消費期限の5年ごとに更新する想定です。その他資機材は定期の更新は予定していません。
53	要求水準書	39	3	(11)	5)	食材調達・調理・洗浄等業	「給食センターにおいて通常の食器食缶等とは分けて再度消毒を行った上で、洗浄を行う。」の部分で、洗浄室とは別部屋で消毒を行う必要はありますでしょうか。	センター内における二次汚染や汚染拡大の防止を徹底できる、最適な方法をご提案ください。
54	要求水準書	41	3	(12)	① 11)	配送業務	配膳業務において出た「ごみ」は、事業者または市側のどちらの業務でしょうか。	要求水準書3(12)②11)に記載のとおり、事業者の業務です。
55	要求水準書	41	3	(14)	3)	給食運営支援業務	保護者向け試食会は1回当たり80人となっていますが、どこで試食会をおこないますか。	1回あたり80名の試食会は、要求水準書3(14)3)に記載のとおり、学校において開催する想定です。
56	添付資料3-1					敷地図(町田忠生小山エリア)	敷地図のCADデータをご提示願います。	貸与可能としますので、募集要項7の問合せ先に、問い合わせてください。
57	添付資料3-2					敷地図(南エリア)	敷地図のCADデータをご提示願います。	No.56の回答をご参照ください。
58	添付資料7-1					雨水調整池関係資料	南エリアの調整池管理台帳の横断面図に表示されています、調整塔(オーバーフロー)の底部レベル及び流出管底レベル(又は調整塔トップからの寸法)をご教示願います。	調整塔底部及び流出管底の高さは「27.03m」です。 なお、調整塔には約29.00mまで水が溜まっており、隣接する都市下水路の下越しをするため、サイフォン構造となっています。
59	添付資料8-1					下水道施設関係図	南エリア給食センター事業用地には、敷地中に既設下水道本管が埋設されています。要求水準書では、ポンプ施設の制御盤は移設しないこととなっておりますが、制御盤は移設しない形で、式地内の下水道本管は移設可能でしょうか。移設可能な場合、移設工事費は本館であるため別途と考えて宜しいでしょうか。	下水道本管の移設はできません。
60	添付資料11-1					エレベーター	各学校のエレベーター有効寸法及び、開口寸法をご提示ください。	【要求水準書添付資料11-1】に記載のエレベーターの規格をご参照ください。 なお、新設するエレベーターはバリアフリー対応のため、開口寸法は850mm以上を確保します。
61	添付資料13-1					No.5キャロットゼリー	凝固剤が常温でも固まる寒天ですので、調理工程上での冷却は不要との理解でよろしいでしょうか。	「冷たいものは冷たく」提供するため、常温で凝固するものであっても、冷却することを想定しています。
62	添付資料13-1					No.5キャロットゼリー	キャロットゼリーなど冷やし固める料理は、年間どれくらいあるのでしょうか。	年間12回程度(月1回程度)を想定しています。
63	添付資料13-1					No.19コーン茶飯	だし昆布は、むらし後取り出す必要があるのでしょうか。	取り出すことを想定しています。
64	添付資料13-1					炊き込みご飯調理動線	南エリア調理センターの敷地は狭小のため、炊飯室とその他調理室が別フロアになるプランが考えられますが、そのような場合の炊き込みご飯の調味料や具材の動線ではどのようにお考えでしょうか。例えば、No.19のコーン茶飯で冷凍コーンやだし昆布の洗浄が必要な場合、野菜下処理室で行う、もしくは炊飯ライン上で行う、など想定はございますか。	事業者の提案によります。
65	添付資料13-1						動線上のことで質問です。加熱→冷却→攪拌→加工→加熱するコロッケ等はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	添付資料17-1						基本設計時の提出書類として「工事費概算書」、実施設計の提出書類として「工事費積算内訳書・積算数量調書」とありますが、これらの金額が本提案における「提案価格内訳書」と整合する必要があるでしょうか。	合理的な理由があると市が認める場合は、必ずしも整合している必要はありません。

< 事業者選定基準に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	事業者選定基準	5	3	(2)	②	2)提案価格の得点化	与えられた計算式は価格差による得点差が大きく開きやすく、提案重視とはならないように見受けられます。再考の余地はございませんでしょうか。	本事業では、将来の需要変動を見据えた、施設計画・施設運営全般にわたる事業のコンパクト化について、事業者の皆様からの工夫した取組を重視しています。その工夫の成果としてのコスト削減効果も合わせて重視するものであり、当該評価式を設定したものです。
2	事業者選定基準	5	3	(2)	②	2)提案価格の得点化	この計算式の場合、相当の得点差がつき、価格競争になることが予測されますが、誤記ではないでしょうか？	No.1の回答をご参照ください。

< 様式集に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	様式集 (Word)	2	1			表中「3 事業提案書等の提出書類」	(2)～(7)については、Word・Excelデータとともに、PDFデータも併せて提出するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	様式集 (Word)	4	2	(1)	①②	一般的事項	2)添付資料・附属資料については、指定以外のものは提出してはならない、とございますが、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確認は添付しても問題ないでしょうか。	「融資確約書」については様式3-7で、「関心表明書」については、様式3-7及び3-17で提出可能としています。
3	様式集 (Word)	4	2	(1)	①④	一般的事項	正本には、社名を記載してもよろしいでしょうか？	正本には、記載してください。 なお、副本には、応募者を構成する者でなくても、応募者を特定又は連想できる場合は、社名やロゴマーク等の表記を控えてください。 様式集を修正します。
4	様式集 (Word)	4	2	(1)	①④	一般的事項	4)応募者を特定できる表記はしないこと、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
5	様式集 (Word)	4	2	(1)	①④	一般的事項	応募者を特定できない表記であれば問題ないということでしょうか。具体的には、関心表明をとるような地元業者名や融資を受ける金融機関は実名でよいのでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
6	様式集 (Word)	4	2	(1)	①④	一般的事項	副本について、下請・再委託先・連携先等については社名を表記してもよろしいでしょうか？	No.3の回答をご参照ください。
7	様式集 (Word)	4	2	(1)	①④	一般的事項	「(設計業務担当企業A、給食調理業務担当C 等)」とあるのはあくまでも例示であり、設計を担当する企業を「設計企業」と表記することは可能でしょうか。また、A、Bとするのは例えば建設業務で複数社ある場合のみに使う記号であり、例えば運営は1社であれば、A、Bのような記号は不要で「運営企業」のみの表記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	様式集 (Word)	4	2	(1)	①⑤	一般的事項	「(「*.docx」及び「*.xlsx」)に従い」というのは、1～3ページの「ファイル形式」にある「Word」「Excel」にそれぞれ相当するとみなして良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式集 (Word)	4	2	(1)	① 5)6)	一般的事項	例えば様式3-5の表紙のように、PDF・Wordとなっているものは、データは両方提出でしょうか。どちらかだけでよいのでしょうか。様式3-7は、どの形式でデータ提出するかは業者判断でしょうか。(例えば図はPDF、リストはExcel)	様式3-7を除き、データは両形式ともにご提出ください。 様式3-7については、PDFに加え、PDF化前にWordやExcelで作成した資料がある場合は、WordやeExcelデータも提出してください。図面等のCADデータは提出していただく必要はありません。
10	様式集 (Word)	4	2	(1)	②⑤	書式等	通し番号について、様式3-7は3-7-1～5について、どのように取り扱えばよろしいでしょうか？全体を様式3-7として通し番号を付すのでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	様式集 (Word)	5	2	(1)	②⑧	書式等	余白の制限に従う必要のないものは「様式番号」「ページ数」だけとあります。応募チーム名(匿名、通常は番号か記号)は欄外に記載する必要はないという解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	様式集 (Word)	5	2	(2)	4)	提出方法	正本には、インデックスは不要でしょうか？	正本にもインデックスを付してください。 様式集を修正します。

< 様式集に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
13	様式集 (Word)	5	2	(2)	4)	提出方法	副本には様式番号ごとにインデックスを付すとありますが、表紙にインデックスは不要ではないでしょうか。	様式番号毎ではなく、様式集1～3ページに示す両括弧単位で、各表紙にインデックスを付してください。 (例えば、「(1)事業提案書等提出時の確認書類」というインデックスを様式3-1「表紙」に付す) 様式集を修正します。
14	様式集 (Word)	5	2	(2)		提出方法	様式3-5～様式3-20までを、何冊かに分けるのではなく、1冊のA4バインダーに閉じることによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	様式集 (Word)	5	2	(2)		提出方法	様式3-7はほとんどがA3ですが、片袖折をしたうえで、A4バインダーに、様式3-6の次に綴じることによろしいでしょうか。	様式3-7は、別冊で提出いただいても構いません。 様式集を修正します。
16	様式集 (Word)	7	2	(3)	①	記載事項等	様式3-6は「片面12枚以内」ですが、各項目(例えば「基本的事項」「将来の需要変動」など)ごとの枚数の指定はないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集 (Word)	8	2	(3)	①	記載事項等	体制図はA3とありますが、A4の間違いではないでしょうか。また、事業期間中どの期間の体制図を書けばよいでしょうか。	体制図は、A3版にてご提出ください。 事業期間中の各業務段階における実施体制(関係者間の連携方法やマネジメント方法等を含む)を、具体的に記載してください。
18	様式集 (Word)	8	2	(3)	①	表中「関係図面・諸元表等」	図面集の記載内容は加点対象として参照されますでしょうか。	審査に関しては、事業者選定基準に規定していることがすべてです。 本件に限らず、質問への回答において審査に関して説明することは致しません。
19	様式集 (Word)	11	2	(3)	①	表中「様式3-17」	副本で、関心表明書をとった市内企業の名称は実名のみでよいでしょうか。ちなみに、その企業名だけで応募グループを特定できるとは考えられません。	No.3の回答をご参照ください。
20	様式集 (Word)	11	2	(3)	①	表中「様式3-19」	どのような用途で使うのでしょうか。内容は採点に関わるのでしょうか。	審査において使用します。 なお、審査に関しては、事業者選定基準に規定していることがすべてです。本件に限らず、質問への回答において審査に関して説明することは致しません。
21	様式集 (Word)	11	2	(3)	①	表中「様式3-20」	参考資料は加点対象として評価されますでしょうか。	No.18の回答をご参照ください。
22	様式集 (Word)	12	2	(3)	③	様式3-16「給食センターの新たな価値形成に関する提案書」について	様式3-7-3⑥の自主事業の欄は年度ごとの収入と支出があるので利益(収入-支出)の●%と、表に数字を埋めたうえで●を書けば良いとわかるのですが、様式3-16のほうは何を書くのでしょうか。「●%」だけ、書けば良いのでしょうか。	提案する数値と合わせて、当該数値を設定した考え方についても記載してください。
23	様式集 (Word)	19				様式2-3 「委任状」	本事業への参加表明に記載する会社情報(所在地・商号・代表者名)は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の東京電子自治体共同運営電子調達サービスに届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに届出を行っている会社情報を記載してください。
24	様式集 (Word)	20				様式2-4 「参加資格確認申請書兼誓約書」	本事業への参加表明に記載する会社情報(所在地・商号・代表者名)は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の東京電子自治体共同運営電子調達サービスに届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
25	様式集 (Word)	21				様式2-5 「応募者構成表」	本事業への参加表明に記載する会社情報(所在地・商号・代表者名)は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の東京電子自治体共同運営電子調達サービスに届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	No.23の回答をご参照ください。

< 様式集に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
26	様式集 (Word)	22				様式2-6 「設計企業に係る申請書」	8月1日公表「実施方針に関する質問と市の回答No30」にて「実績等について～PUBDISにて証する」質問に対し「お見込みの通りです」との回答ですが、「設計企業に係る申請書」の※書きにて「契約書・仕様書、～」と記載があります。PUBDIS登録していない実績については契約書や仕様書を添付して証するものとして宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
27	様式集 (Word)	31				様式2-11 「添付資料提出確認書」	法人市民税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書、商業登記簿謄本(現在事項証明書)について、※正本に原本を、副本に原本の写しを添付することありますが、提出部数は1部のため、上記3種類の書類は原本のみの提出との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 該当箇所を修正します。
28	様式集 (Word)	31				様式2-11 「添付資料提出確認書」	参加表明の添付資料である消費税及び地方消費税の納税証明書は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	納税証明書(その1)または納税証明書(その3)を提出してください。
29	様式集 (Word)	31				様式2-11 「添付資料提出確認書」	設計と工事監理を同一企業が兼ねる場合でも、同じ添付資料を2つ提出しなければならないでしょうか。	同一企業が複数の業務を兼ねる場合、添付資料を業務ごとに重複して提出する必要はありません。 なお、要求水準書3(3)4のとおり、本事業は第三者監理方式を求めます。
30	様式集 (Word)	31				様式2-11 「添付資料提出確認書」 建設企業の参加要件に関する書類10	「東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて町田市に登録があり、申請業種が「建築工事」であることを証する書類」とありますが、提出は東京電子自治体共同運営電子調達サービス内の入札参加資格者詳細を印刷したものでもよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	様式集 (Word)	31				様式2-11 「添付資料提出確認書」 建設企業の参加要件に関する書類11	東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、最新の建築一式工事の総合点数が900点以上であることを証する書類についてですが、最新の経審(経営規模等評価結果通知書)を添付するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	様式集 (Word)	39				様式3-3 「事業提案書確認書」 表下「※」	CDまたはDVDでよいでしょうか。	募集要項4(7)5)に規定するとおり、E-mail(ファイル転送サービスの利用も可)にて提出してください。
33	様式集 (Word)	39				様式3-3 「事業提案書確認書」 表下「※」	CDまたはDVD1枚にまとめて入れるのでしょうか。それとも、「(1)及び(8)」「(2)から(7)まで」の2枚に分ければよいでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
34	様式集 (Excel)					様式3-7-1	SPCにリスクを残さないため、損益計算書において自主事業収入を自主事業に係る費用(収益還元分は除く)としても認識して提案したく存じます。 そのため、営業費用における自主事業に係る費用が様式3-7-3⑥の支出と整合はしませんが、宜しいでしょうか。	支障ありません。 なお、自主事業に係る収支と各様式の記載事項との関係が分かるように、具体的な説明を加えてください。
35	様式集 (Excel)					様式3-7-1	備考3にて【「サービス対価A-2(元金償還分)相当分収入」、「サービス対価A-2(支払利息分)相当分収入」、「設計・建設業務原価」については、支払期限到来基準により計上すること。】とございますが、支払期限の到来に応じて収益費用を認識する、いわゆる延払基準により認識した損益計算書を明示するという理解でよろしいでしょうか。(現行の会計・税務上は当該延払基準による処理を認めていないという認識であります) またその場合には、関連する税務計算は実際と異なり、結果収支計画に影響が生じる可能性が高いことから、実際想定される引渡基準(または進行基準)に応じて、税金計算する方法(損益計算と泣き別れ)でもよろしいでしょうか？	ご指摘のとおり、「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとし、該当箇所の記載を修正します。

< 様式集に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
36	様式集 (Excel)					様式3-7-1	サービス対価A-2、設計・建設業務原価については支払期限到来基準により計上する場合でも、割賦基準が廃止されているため、様式3-7-1に記載する法人税等やサービス対価A-2、設計・建設業務原価に係る消費税は発生主義を採用して計算したものを記載してもよろしいでしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
37	様式集 (Excel)					様式3-7-1	法人税率の実効税率について、指定があればご教示ください。	指定はありません。
38	様式集 (Excel)					様式3-7-2	備考7において【本様式では、「法人税等の支払額」、「消費税等の納付額」及び「消費税等の還付額」については、様式3-7-1で算定されたそれぞれの額が、様式3-7-1で算定した年度の翌年度に発生するものとして記入すること。】とありますが、中間納付を考慮した場合、必ずしも様式3-7-1で算定した＝翌年度の資金収支で発生する金額、とはならないため、そのようなズレは問題ないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
39	様式集 (Excel)					様式3-7-2	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	支障ありません。 ご質問のようなケースが生じる場合は、計算の前提条件とその理由についても、説明を加えてください。
40	様式集 (Excel)					様式3-7-2	PIRRについて、【当該年度における「配当金」、「借入金利息の支払額」及び「借入金元本返済額」から「出資額」及び「借入金」を控除した額を記入すること。】とございますが、配当金+支払借入利息+返済借入元本が、出資額+調達借入金額と一致する割引率を意図しているという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
41	様式集 (Excel)					様式3-7-3①~⑥	「消費税相当額」については、各中計に含まれた非課税項目(例えば建中金利)を除いた金額に対して、10%を乗じた数値を記載するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
42	様式集 (Excel)					様式3-7-3①	「事業者の開業に要する諸費用」、「建中金利」、「事業者の資金調達に要する費用」、「施設整備期間中の保険料」、「その他施設整備に関するものと認められる費用等」はサービス対価A1の対象とならず、全額サービス対価A2の対象であるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	様式集 (Excel)					様式3-7-3⑤	維持管理費等計画書について、最低でも2枚は必要となると存じますが、ページ番号を振る必要はございますでしょうか。	複数枚にわたる場合は通し番号を振ってください。
44	様式集 (Excel)					様式3-7-3⑤	サービス対価Cに含まれる「法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益(株主への配当原資等)」については、「その他維持管理に関して必要となる経費」に含めて表示するものでしょうか？ もしくは、様式3-7-3はあくまで事業者のコストを明示するもので、法人税等・利益等については含めないということでしょうか？	様式3-7-3⑤は、維持管理業務を実施するのにどの程度の金額を見込んでいるかを確認するものですので、「法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益(株主への配当原資等)」を計上する必要はありません。

< 基本協定書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	基本協定書 (案)	1				前文	乙の構成として「構成員」と「協力会社」の記載がありますが、事業契約書(案)や募集要項等では「構成員」と「協力企業」として定義されておりますので平仄を合わせて頂けませんでしょうか。	「協力企業」が正ですので、修正します。
2	基本協定書 (案)	1				第3条第2項 (特別目的会社の 設立)	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	可能です。
3	基本協定書 (案)	4				第11条第1項 (談合等の不正行為に係 る損害の賠償)	基本協定書の第11条について、事業契約書が締結されてから事業期間が終了するまで有効とされてしまうのでしょうか。	第15条第1項に規定するとおり、基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から事業契約の終了時までとします。

＜ 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	事業契約書(案)	6				第10条第3項 (第三者に及ぼした損害等)	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
2	事業契約書(案)	6				第11条第4項 (事業用地等の使用)	工事完工日が一つだけですが、忠生と南では完工日が異なるのではないのでしょうか。あるいは完工日の遅いほうに一本化するのでしょうか。	町田忠生小山エリア給食センターと南エリア給食センターは工事完工日が異なりますので、修正します。
3	事業契約書(案)	7				第11条第4項 (事業用地等の使用)	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
4	事業契約書(案)	8				第16条 (財務書類の提出等)	「会社法上の大会社に準じた」という文言は「公認会計士または監査法人による監査」に係る形容詞であり、設立するSPCが大会社の基準(例えば「資本金5億円以上」「監査役3人以上」など)とする必要があるという意味ではないですね。	お見込みのとおりです。
5	事業契約書(案)	10				第20条第2項 (設計の変更)	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
6	事業契約書(案)	12				第24条第2項 (工事現場の安全管理)	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
7	事業契約書(案)	13				第26条第3項 (調理機器等、食器食缶等及び施設備品等並びに配送車両の調達等)	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
8	事業契約書(案)	15				第29条第4項 (工期又は工程の変更)	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
9	事業契約書(案)	15				第30条第1項 (工事完工の遅延による費用等の負担)	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
10	事業契約書(案)	16				第31条第3項 (工事の中断)	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
11	事業契約書(案)	18				第34条第1項 (市による完工確認書の発行)	完工確認書の発行について、具体的ににどの程度の期間を想定されていますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	現時点において具体的な処理期間をお示しすることはできませんが、所定の確認を完了した後速やかに、庁内の決裁手続を経て書面を発行します。
12	事業契約書(案)	18				第35条第1項 (本施設の引渡し)	「市は、引渡しに関連する書類を受領後、事業者に対して、本施設を受領に係る書類を交付する」とありますが、交付までにどの程度の期間を想定されていますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	No.11の回答をご参照ください。
13	事業契約書(案)	22				第44条第1項 (運営開始の遅延による費用等の負担)	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
14	事業契約書(案)	24				第46条第1項 (修繕等)	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するのご理解で結構です。
15	事業契約書(案)	25				第48条 (業務報告)	「(ただし、2040年度分は速やかに)」とあります。事業終了は2040年3月、つまり最終年度は2039年度ではありませんか。	「2039年度分」が正ですので、修正します。

< 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
16	事業契約書(案)	29				第57条第2項 (自主事業による収益の帰属及び費用の負担)	別紙6「行政財産の使用料、自主事業の収益の一部還元」について、行政財産の使用料の支払い主体をSPCではなく自主事業の実施業者とする取り扱いも可能でしょうか。	不可です。
17	事業契約書(案)	30				第63条 (自主事業の一部又は全部の変更・終了)	自主事業の全部が終了となった場合でも、本施設の事業契約は解除されず、事業契約解除に伴う違約金も発生しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業提案書において提案した内容を誠実に履行していただきたく存じます。
18	事業契約書(案)	30				第63条第3項 (自主事業の一部又は全部の変更・終了)	自主事業の一部又は全部の変更・終了は、本事業の解除事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。
19	事業契約書(案)	30				第63条第4項 (自主事業の一部又は全部の変更・終了)	自主事業の一部又は全部の変更・終了は、本事業の解除事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。
20	事業契約書(案)	30				第65条第1項 (サービス対価の支払い)	別紙7「サービス対価の支払い方法」について、サービス対価A-2の割賦元本には消費税及び地方消費税も含まれ、消費税部分に対する割賦金利も付されるとの理解でよろしいでしょうか。	「長期割賦販売等に係る延払基準」の廃止を踏まえ、サービス対価A-2に係る消費税および地方消費税相当額は、サービス対価A-1に含めて支払うものとし、該当箇所の記載を修正します。
21	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証) 第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	施設整備業務期間中は履行保証保険を付し、開業準備業務及び運営・維持管理業務期間中は契約保証金を納付するよう期間で契約保証の方法を変えても宜しいでしょうか。	No.22の回答をご参照ください。
22	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証) 第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	町田市契約事務規則第33条(1)に履行保証保険契約を締結した時、契約保証金の全部又は一部を免除することができますとありますが、契約保証金額を契約保証金の納付と履行保証保険を組み合わせること(保険で保証金額の一部をカバーすること)は許容されるでしょうか。	第70条に基づく契約保証と、第71条に基づく契約保証とを、異なる方法(1つは契約保証金の納付、1つは履行保証保険)とすることは妨げません。
23	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証)	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、契約者を建設請負先(構成員または協力企業)、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか？	認めます。
24	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証) 第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	町田市契約事務規則第33条(1)に履行保証保険契約を締結した時、契約保証金の全部又は一部を免除することができますとありますが、契約の保証を履行保証保険にて行う場合、保険契約者を事業者ではなく構成企業または協力企業それぞれが保険契約者となり、ご契約することは可能でしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
25	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証) 第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	町田市契約事務規則第33条(1)に履行保証保険契約を締結した時、契約保証金の全部又は一部を免除することができますとありますが、構成企業が各々で履行保証保険を締結し保証を行う場合(貴市のために質権を設定)、各履行保証保険が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付は免除扱いになると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

< 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
26	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証) 第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	町田市契約事務規則第33条(1)に履行保証保険契約を締結した時、契約保証金の全部又は一部を免除することができるとありますが、契約の保証を履行保証保険で行う場合、保険証券発行までには一定の時間を要するため、それまでは保険証券に代替するものとして保険会社が発行する付保証明書を貴市に差し入れることで、問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証)	サービス対価のうち、施設整備業務に係る全ての費用の100分の10以上とございますが、サービス対価A-2の割賦金利は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	事業契約書(案)	32				第70条 (施設整備業務に係る契約保証)	「施設整備業務に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する契約保証金を、本契約の締結と同時に市に納付するものとする。」とありますが、割賦手数料は計算上含めないという理解でよろしいでしょうか？	No.27の回答をご参照ください。
29	事業契約書(案)	32				第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を付保する場合、要件を満たしていれば、契約者は事業者ではなく業務を受託する企業でも宜しいでしょうか。その場合、各保険の保険金額合計が第71条1項に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	前段についてNo.23の回答を、後段についてNo.25の回答を、それぞれご参照ください。
30	事業契約書(案)	32				第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	町田市契約事務規則第33条(1)に履行保証保険契約を締結した時、契約保証金の全部又は一部を免除することができるとありますが、開業準備期間中及び運営・維持管理期間の約15年間、契約保証金を納付し続けることは事業者にとり多額の資金を固定化しなければならず、コストが多くなることから、運営・維持管理期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
31	事業契約書(案)	32				第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	「当該年度の開業準備及び運営・維持管理業務に係る全ての費用(以下略)」とございますが、当該年度のサービス対価Bとサービス対価Cと同義ととらえてよろしいでしょうか？念のため確認させていただきます。	サービス対価Cの物価変動による改定がなければ、「当該年度の開業準備及び運営・維持管理業務に係る全ての費用の合計額」は、サービス対価Bとサービス対価Cの合計額と一致します。
32	事業契約書(案)	32				第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	「当該年度の開業準備及び運営・維持管理業務に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する契約保証金を、当該年度の開始日(初年度は、開業準備業務開始日)までに市に納付する」とございますが、町田忠生小山エリアと南エリアで業務開始タイミングが異なるため、それぞれの契約保証金を計算し、それぞれのタイミング、期日で納付するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
33	事業契約書(案)	32				第71条 (開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)	履行保証保険に加入する場合、通常契約者は事業者で、被保険者は市となるかと思いますが、契約者を建設請負先(構成員または協力企業)、被保険者をSPCとし、当該保険債権について貴市を第一質権者として質権設定する方法は認められますでしょうか？	No.23の回答をご参照ください。
34	事業契約書(案)	33				第73条 (工事完工日前の契約の解除)	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	第73条第4項に規定する「出来高」には、合理的な範囲で、お示しのような費用(ただし、本条に規定する場合において相当因果関係を有すると認められるものに限る)も含まれると解します。
35	事業契約書(案)	33				第73条第2項 (工事完工日前の契約の解除)	当該違約金に、事業契約書(案)32頁第9章第70条(施設整備業務に係る契約保証金)に規定される契約保証金が充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのご理解で結構です。

＜ 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 ＞

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
36	事業契約書(案)	34				第73条第4項 (工事完工日前の契約の解除)	貴市が取得する出来高部分には、当該出来高を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
37	事業契約書(案)	35				第74条第2項 (工事完工日後の契約の解除)	本事業の場合、「町田忠生小山エリア給食センター」と「南エリア給食センター」で「工事完工日」が異なるかと存じます。「町田忠生小山エリア給食センター」が「工事完工日後」、「南エリア給食センター」が「工事完工日前」の期間における違約金の取り決めについて、ご教示いただけますでしょうか。	別紙7-1に規定するとおり、サービス対価はセンターごとに設定していることから、違約金についても、センターごとに算出します。
38	事業契約書(案)	35				第74条第2項 (工事完工日後の契約の解除)	当該違約金に、事業契約書(案)32頁第9章第71条(開業準備業務及び運営・維持管理業務に係る契約保証)に規定される契約保証金が充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのご理解で結構です。
39	事業契約書(案)	37				第76条第3項 (市の債務不履行等による契約の解除)	貴市が取得する出来高部分には、当該出来高を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で、お示しのような費用(ただし、本条に規定する場合において相当因果関係を有すると認められるものに限る)も含まれると解します。
40	事業契約書(案)	38				第81条第2項 (協議及び追加費用の負担)	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するとのご理解で結構です。
41	事業契約書(案)	38				第82条第2項 (法令等変更による契約の終了)	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するとのご理解で結構です。
42	事業契約書(案)	40				第85条 (協議及び追加費用の負担)	不可抗力の対象範囲について、足許の新型コロナウイルス感染症は、これに含まれると考えてよろしいでしょうか。	感染対策の実施状況などを踏まえて、不可抗力と認められ、第83条第1項の規定に該当する場合には、第85条第1項に従い、市及び事業者は協議を行います。
43	事業契約書(案)	40				第85条 (協議及び追加費用の負担)	新型コロナウイルス感染症拡大により給食停止となった場合におけるサービス対価の基本的な考え方について、別紙7における提供日数の見直しや変更給食数の考え方が適用されるのか、それとも貴市と事業者の協議に拠るものか、お示し頂けますでしょうか。	お示しのように給食停止が生じ、給食提供日数に影響が生じた場合は、別紙7-4によるサービス対価Cの算定方法にて調整します。その他、提供日数に影響はしないが、当該事象により調整を要すると判断される事項がある場合は、第85条第1項の規定に基づき市・事業者で協議します。
44	事業契約書(案)	40				第85条第3項 (協議及び追加費用の負担)	貴市に費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定する場合において相当因果関係を有する金融費用が事業者が発生したと認められる場合には、合理的な範囲の金融費用も市が負担するとのご理解で結構です。
45	事業契約書(案)	別紙7-1	1	(1)			施設整備業務期間中に発生するSPC設立やSPC運営費等は町田忠生小山エリアと南エリアで区別していないので、様式3-7-1～様式3-7-5にサービス対価A-1、A-2として計上する際、町田忠生エリアと南エリアのどちらに計上するかは事業者の提案でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 計上の考え方を指定の様式に記載してください。
46	事業契約書(案)	別紙7-1	1	(1)			開業準備業務期間中に発生するSPC運営費は町田忠生小山エリアと南エリアで区別していないので、様式3-7-1～様式3-7-5にサービス対価Bとして計上する際、町田忠生エリアと南エリアのどちらに計上するかは事業者の提案でも宜しいでしょうか。	No.45の回答をご参照ください。
47	事業契約書(案)	別紙7-1	1	(1)			運営・維持管理期間中に発生するSPC運営費は町田忠生小山エリアと南エリアで区別していないので、様式3-7-1～様式3-7-5にサービス対価Cとして計上する際、町田忠生エリアと南エリアのどちらに計上するかは事業者の提案でも宜しいでしょうか。	No.45の回答をご参照ください。

< 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
48	事業契約書(案)	別紙7-1					サービス対価A-2(割賦払い)に係る消費税は、サービス対価A-1(一時払い)時にまとめて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
49	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	2) 3)		本事業において、一時払い金減少に伴う金融機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事業者負担、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	別紙7-2に規定するとおり、サービス対価A-1に変更が生じ、金融機関への事務手数料や弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントへの委託料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担します。サービス対価A-1の変更有無に関わらず、市は、サービス対価A-2の割賦金利として確定した金額を支払います。
50	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	2)		「応募者が提案する設計・工事監理・建設・事前調査の各業務費用の合計額」は様式3-7-3①にある「事前調査関連費、設計費、工事監理費、建設費、設備・備品等調達費、各種申請費、及び近隣対応・対策費」の合計(税抜)と同義でしょうか。	基本的にはお示しの費用の合計額を想定しています。
51	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	3)	(ア)サービス対価A-2の算定方法	2025年第1四半期のサービス対価A-2の支払いは、サービス対価A-2(町田忠生)のみとする、とございますが、サービス対価A-2(町田忠生)は計60回の元利均等返済にて、各回の返済額を算定し、サービス対価A-2(南)は計59回の元利均等返済にて、各回の返済額を算定するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	3)	(ア)サービス対価A-2の算定方法	返済額を算定する際、端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	最終回で調整してください。
53	事業契約書(案)	別紙7-2	1	(2)	3)	(イ)支払金利の設定方法	提案時の基準金利は、0.61%(別紙7-7、別紙7-8記載)を使用すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	事業契約書(案)	別紙7-4	1	(5)	2)	(ア)サービス対価Cの算定方法	「第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を支払うとありますが、端数が生じた場合、当該端数は各年度の初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	第4四半期で調整してください。
55	事業契約書(案)	別紙7-4	1	(5)	2)	(ア)サービス対価Cの算定方法	各年度のサービス対価C(初年度を除く)は同額とする必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	事業契約書(案)	別紙7-4	1	(5)	2)	(ア)サービス対価Cの算定方法	サービス対価Cは、固定料金(提供給食数の増減で変動しない)と変動料金(提供給食数の増減で変動対象)で構成される理解で宜しいでしょうか。若しくは、全額変動料金で構成する必要がありますでしょうか。	サービス対価Cは、別紙7-4に規定するとおり、給食提供日数(基準日数)を前提に算出された提案金額をもとに、基準日数よりも多い(又は少ない)日数の給食提供を行った場合に、応募者より提案された「給食提供1日あたりの変動金額に基づき増減調整を行います。
57	事業契約書(案)	別紙7-4	1	(5)	2)	(ア)サービス対価Cの算定方法	「第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を払うとございますが、入札書類を作成するに際して四半期ごとの金額を算定する場合、両エリアとも各四半期50日(200日/4四半期)を前提に計算すればよろしいでしょうか。また2025年度の201日(町田忠生)、129日(南)については、各四半期、どのように区分すればよろしいでしょうか。	2025年度分は、第1四半期は58日、第2四半期は34日(うち9月は20日)、第3四半期は58日、第4四半期は51日を前提に計算してください。2026年度以降の分は、第1四半期は57日、第2四半期は33日、第3四半期は58日、第4四半期は52日を前提に計算してください。
58	事業契約書(案)	別紙7-4	1	(5)	2)	(ウ)提供給食数の決定方法	「児童生徒の転出入」という表現があります。小学校児童が本事業に関係しますか。あるいは将来の「需要減」(事業者選定基準)に対応するため小学生も対象として提案が可能なのでしょうか。	「児童」は誤りですので、修正します。
59	事業契約書(案)	別紙7-5	2	(2)		サービス対価A-2(割賦払い)	割賦元本の消費税は各返済元本金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。

< 事業契約書(案)に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
60	事業契約書(案)	別紙7-5	2	(2)		サービス対価A-2(割賦払い)	割賦元本に係る消費税及び地方消費税の支払方法は元利金と同様計60回に分けて行われるのでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
61	事業契約書(案)	別紙7-6	3	(2)	1)	①対象となる費用	昨今の世界情勢にステンレスなどの厨房機器の主材料が大きく高騰しています。そのため、物価変動に伴う改定文章のうち、「厨房機器費用等の調理設備工事は除く」の文章を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
62	事業契約書(案)	別紙7-6	3	(4)	1)	物価変動による改定	サービス対価Aの物価変動に伴う改定は、物価変動率(着工日の属する月の指標値÷事業提案書提出日の属する月の指標値-1)がプラス1.5%より大きい値またはマイナス1.5%より小さい値の場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を請求することができる。として、事業提案書提出日の属する月からの物価変動が考慮されていますが、サービス対価Cについては、事業提案書提出日の属する月からの物価変動に基づく改定を請求することはできないのでしょうか。	原案のとおりとします。
63	事業契約書(案)	別紙7-6	3	(4)	1)	物価変動による改定	サービス対価Cについて、見直しの時期は毎年6月1日とし、前回改定が行われた時と比べて3ポイント以上の変動が認められる場合に改定を行い、とありますが、企業向けサービス価格指数の変動に対する3ポイントとは具体的にどのような値なのでしょうか、	別紙7-6に規定する「 $CSPI_{t-1} / CSPI_{x-1}$ 」が1.03よりも大きいか0.97よりも小さい場合に改定を行うという趣旨です。
64	事業契約書(案)	別紙7-7	5	(4)	1)	物価変動による改定	サービス対価C運営費相当額(光熱水費相当分を除く)の改定に用いる指標は、企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)となっておりますが、東京都の「最低賃金」の上昇率を考慮していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
65	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	事業者が付保する保険の補償内容に関して明記ございませんが、補償内容は事業者の提案に委ねるといことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	保険契約者は、事業者、請負人等どちらでも宜しいでしょうか。	構成員または協力企業が保険契約者となることも可とします。
67	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	別紙11に記載されていない保険については、てん補限度額や免責金額等の保険条件は、事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	保険契約締結後、保険証券の発行まで1ヵ月程度を要するため、その代替として、保険会社が発行する付保証明書を貴市に差し入れることで、問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	建設期間中に法定外労働災害保険を付保とありますが、意図をご教示いただけますでしょうか。各法人は一般的に労働者災害補償保険(いわゆる政府労災)に加入していますが、それ以上の補償となる法定外労働災害保険は発注者ではなく事業者側で任意に付保を検討するものですので、当該保険の付保を要求から除外していただくことは可能でしょうか。	修正します。
70	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	開業準備、運営・維持管理期間中において、本施設に関し、貴市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容をご教示いただけますでしょうか。	全国市有物件災害共済会の建物総合災害共済に加入する予定です。
71	事業契約書(案)	別紙11				「事業者が付保する保険」	開業準備期間と運営・維持管理期間の付保する第三者賠償責任保険に関して記載が分かれておりますが、開業準備期間と運営・維持管理期間の保険を1証券でまとめて付保する方式でよろしいでしょうか。また、都度1年更新にて契約することを許容していただけますでしょうか。	いずれもお示しの方法で結構です。